

# 道路交通法一部改正

～令和4年5月13日施行～

## 75歳以上の運転免許証更新手続きが変わりました！

### 新設

### 運転技能検査

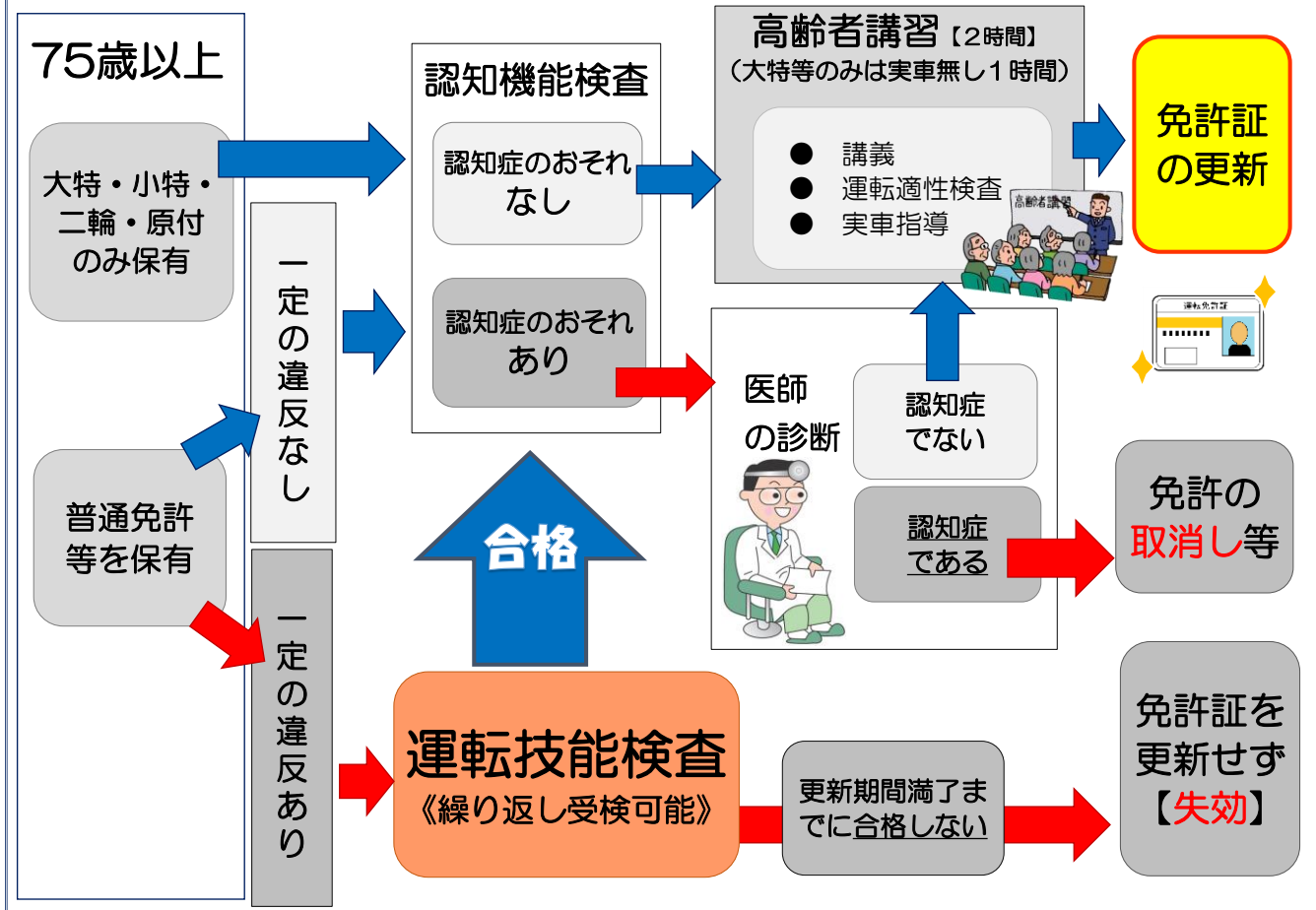
75歳以上で運転免許（普通自動車対応免許）を保有し、一定の違反歴のある方は、運転免許証更新時に運転技能検査を受検しなければなりません。

（※大特・小特・二輪・原付のみ保有の方は対象外）

検査の結果が、一定の基準に達しない場合、運転免許証の更新はできません。



## 75歳以上の免許更新手続き



## 認知機能検査と高齢者講習の主な改正点

- 認知機能検査の結果は「認知症のおそれなし」と「認知症のおそれあり」で判定されます。
- 認知機能検査の内容が簡素化されます。
- 認知機能検査の受検期間内に医師が作成した認知症に関する診断書等を公安委員会に提出した場合は検査が免除されます。
- 70歳以上の方の高齢者講習は2時間の講習に一元化されます。

※運転技能検査対象者や大特・小特・二輪・原付免許のみ保有している方は実車指導が無い場合1時間の講習になります。



かまくん